

第1回法テラスの在り方に関する有識者検討会

1) 弁護士・司法書士との連携について

相続・離婚・多重債務、消費者被害等に関する法的トラブルは、住居喪失、失業、精神疾患など生活基盤を脅かす要因と密接に関連しており、個別問題にとどまらず、複合的な困窮を招くことが少なくありません。したがって、これらの事案には法律的解決と福祉的支援を並行して提供する仕組みが重要であり、そうした仕組みを活用した早期介入によって生活再建の可能性を高めることが期待されます。

自治体が主体となって、住民に身近な場所に法律相談窓口を設置し、弁護士・司法書士等（以下「法律専門職」）と福祉的支援が、日常的に連携する体制を整備することが有効です。こうした体制により、住民は心理的・経済的ハードルを越えて法律専門職による専門的助言にアクセスできるようになり、法的課題を背景に持つ複合的な困窮事案に対して福祉支援と法的解決を同時に提供できるようになります。また、自治体と法律専門職が継続的に連携することで、消費者被害等に対する予防的な法的検討や迅速な被害救済が強化されます。

具体的な施策としては、自治体窓口での定期的な無料相談、福祉・医療・住まい等の担当部署と法律専門職による多職種事例検討会やケース会議の定期開催、自治体の一次相談から法律専門職への紹介までを一貫して行うワンストップ体制の構築、及び高齢者施設や福祉事業所への出張相談等のアウトリーチを組み合わせることが有効と考えます。

以上の取組により、司法の支援を要する人が適切に支援につながり、早期介入による生活再建と被害の未然防止が図られると考えます。

2) 地方自治体と法テラス等の連携について（課題）

①多制度との連携について

○国が目指す地域共生社会の実現の柱の一つである「包括的支援体制」について、社会福祉法第6条第2項は「国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない」と国及び地方公共団体の責務を規定しています。

また、令和7年12月に取りまとめられた社会保障審議会福祉部会報告書では、「(3) 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化」に向けては「福祉サービスの提供等にあたっては、意思決定支援への配慮の必要性を明確化することが必要である。」「まちづくり・農業・住まい・交通・消費者行政・防災・司法等の他分野とのそれぞれの役割を踏まえた連携・協働を推進するため、包括的な支援体制の整備にあたって、連携に努める対象分野を拡大することが必要である。」という方向性が打ち出されたところです。

総合法律支援法は、誰もが法の支援を受けられる社会を目指しているところから、両法は密接な

関係にあり、また、認知症高齢者や知的障がい者の権利擁護において本人の意思を尊重した支援を行うには、福祉と司法の支援が不可欠です。こうしたことから、法テラスの機能拡充については、包括的支援体制の枠組みも視野に入れて検討することが必要だと考えます。

○生活困窮者自立支援制度は、全国の自治体に相談窓口（自立相談支援機関）を設置（必須事業）し、相談員が寄り添いながら関係機関と連携し支援を行っています。生活困窮の背景には、失業、多重債務、家賃滞納、孤立など複数の課題が連鎖しているが、相談者の多くは、法的解決を要する課題であると認識していない場合が多いです。また、困窮者の多くが民事法律扶助の対象者でもあるところから、相談員が司法ニーズとして法テラスへとつなぐ役割を担うことはとても重要です。よって、法テラスの業務規定に「生活困窮者自立支援法に基づく支援機関との協働による支援」等と明記して、強固な連携体制を規定することが必要だと考えます。

○消費者安全法第 11 条の 7 に基づき設置される消費者安全確保地域協議会は、認知症高齢者等の消費生活上注意を要する者を地域で見守る仕組みです。地域で発生している被害の法的スキームを分析し、福祉関係者や自治体職員等に対して、どのような法的アドバイスが必要かという専門的助言を提供したり、成年後見制度の利用につなげたりといった未然防止や被害救済のために、協議会へ法テラスのスタッフ弁護士が構成員として参画することは重要です。

②司法ソーシャルワークの在り方について（自治体・関係機関との連携構築）

○司法の支援を必要とする人の中には、法律問題が精神的負担となり、自殺を考えざるを得ない状況に追い込まれる人が少なくありません。そのため、司法の支援は、必要に応じて精神的な支援も併せて行えるような体制を整え、「生きることの包括的な支援」を実現するべきだと考えます。

○生活困窮者自立支援法第 9 条に基づく「支援会議」は、生活困窮者に対する包括的な支援体制を構築するための、関係機関による情報共有・検討の場です。支援会議は守秘義務規定が課せられた会議体であり、一定の要件を満たせば本人の同意がなくても関係機関間で情報共有が可能になります。この支援会議の場に、法テラスのスタッフ弁護士等が構成員として参加し、専門的見地から助言等を行うことで、福祉職を含む多職種との顔の見える関係の構築が図れます。支援会議については自治体に働きかけ、法テラスのスタッフ弁護士や法律専門職が構成員として参加できる体制を構築することが必要です。

○生活保護担当の依頼で巡回相談会を開催している自治体があります。法テラスのスタッフ弁護士からは、ケースワーカーとの顔の見える関係ができることで、効果的な支援ができると意見がありました。マンパワーの課題はあるものの、自治体と連携して巡回相談会を積極的に実施する体制が必要です。

③法律扶助制度について

○「特定援助対象者法律相談援助」については、相談者の支援や自治体・福祉関係機関との連携において役立つ制度であると考えます。しかし、令和 7 年度法テラス白書に掲載されている全国都道府県

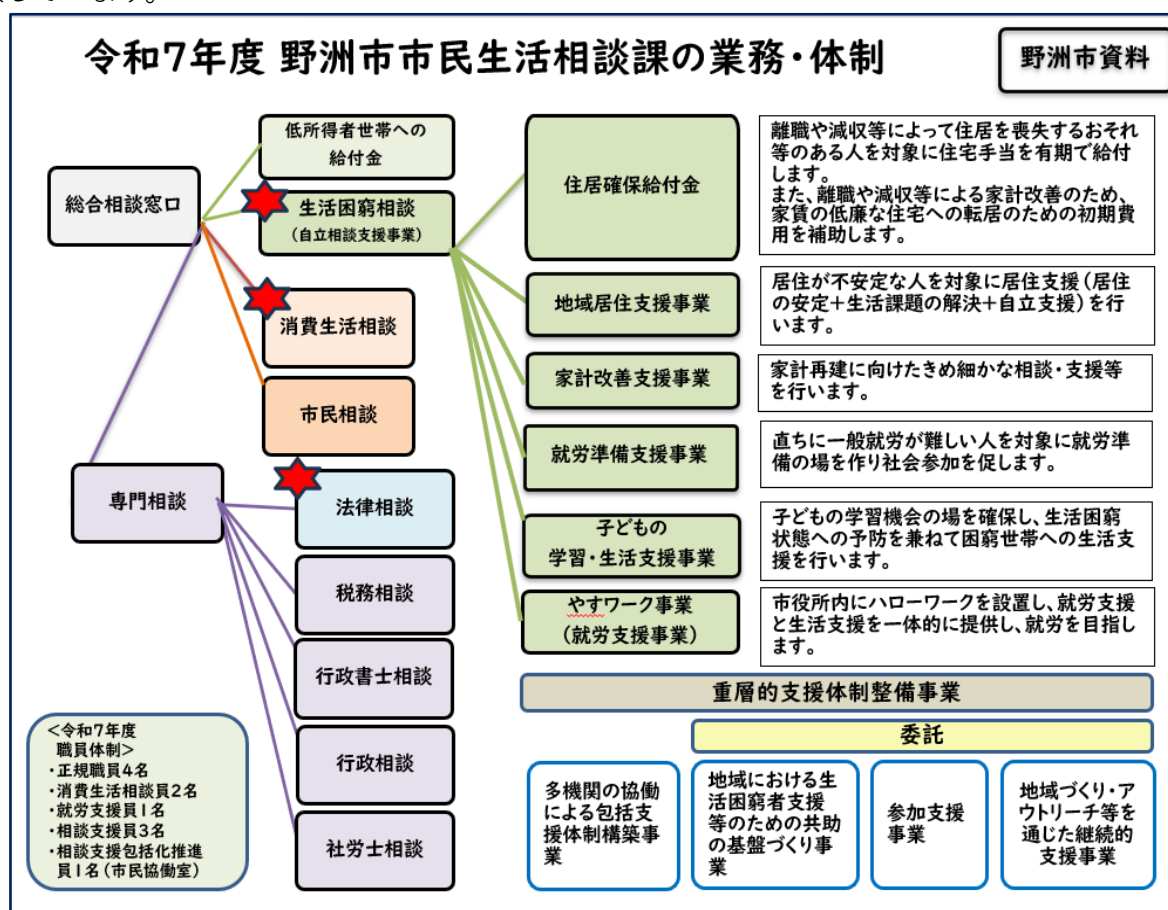
の特定援助件数を見ると、0件や一桁の県が多く、出張相談や巡回相談の件数の方が多く状況です。この都道府県における利用件数の格差や、出張相談等に比べて少ない現状について、その要因を分析して、特定援助対象者法律相談援助に構造的な課題があるならば改善が必要です。

○法テラスと契約している弁護士・司法書士であれば、法律扶助制度に該当すると思われる相談者に対しては、適切に制度利用について情報提供することが求められますが、実際には情報提供がなされない場合があります。法律扶助制度は困窮する相談者にとって、司法につながる上で必要な制度であるので、適切な情報提供や運用がされないのは、相談者にとって不利益であり、司法の支援を受けられない（お金がなくてあきらめてしまう）ことにもなります。法律扶助が使いにくいなどの課題があるならば、適切に利用されるよう環境整備を進める必要があります。

○法律扶助の返還免除については、ひとり親家庭は経済的に困窮する世帯が多く、養育費の未払い等の法的支援が必要なケースが多々あります。また、生活困窮者も含めて、もっと返還免除の要件を拡充し、経済的理由で司法を断念させない運用が必要です。

3) 野州市健康福祉部市民生活相談課の業務・体制について

※市役所本館一階に設置された「市民生活相談課」が、生活困窮、消費生活相談、法律相談等の総合相談窓口として設置されています。「何か困りごとがある」すべての市民を対象に、相談内容に応じて、庁内の関連部署や専門機関（ハローワーク、社会福祉協議会など）と連携し、必要な支援を一体的に提供しています。



4) 野洲市における令和7年度の法律相談に係る予算について

※法律専門職との連携を図るための予算措置・活用について紹介します。

①市の単費予算

項目	内容
事業名	市民法律相談運営費
予算項目	弁護士・司法書士派遣委託料（委託料）
開催回数	法律相談の開催回数 年 24 回 （司法書士相談/月 1 回で年間 12 回、弁護士相談/月 1 回で年間 12 回）
概要	市民が安心して生活できるよう、日常生活の中で発生する法律的な問題について、 弁護士及び司法書士による法律相談を実施 ※ 1 回あたり 6 枠の相談枠で構成/ 1 人 1 枠で時間は 30 分（予約制）
対象者	市民

②厚生労働省関連予算

項目	内容
事業名	重層的支援体制整備事業（生活困窮者支援分野）
予算項目	野洲市支援調整会議に係る弁護士又は司法書士派遣委託料（委託料）
開催回数	月 1 回/年間 12 回
概要	支援調整会議では、生活にさまざまな課題を抱える方について、関係機関が情報を共有しながら、その方に合った支援プランの内容を確認・調整する。福祉、就労、医療などの関係機関が連携し、それぞれの役割を整理することで、必要な支援を組み合わせた包括的な支援につなげることを目的としている。
構成員	弁護士、司法書士、野洲市社会福祉協議会、滋賀労働局（ハローワーク草津）、やすワーク（ハローワーク草津）、野洲市発達支援センター、市民協働室、市民生活相談課など

③消費者庁関連予算

項目	内容
事業名	消費者行政推進事業費
予算項目	いのちを守る多重債務対策事業に関する専門相談謝礼（報償費）
相談件数	年間 3 回
概要	多重債務相談において、単なる法的知識だけではなく、自殺防止対策の視点を取り入れて、生活支援を含めた包括的な多重債務問題の解決に必要な知識を習得するためケース検討を実施
参加者	弁護士、司法書士、市役所担当職員、野洲市社会福祉協議会など

④消費者庁関連予算

項目	内容
事業名	消費者行政推進事業費
予算項目	野洲市くらし支えあい条例行政指導に関する専門相談謝礼（報償費）
相談件数	年間7回
概要	困難事例について、弁護士等の専門家による事例検討を行い、助言等を受けることで、野洲市くらし支えあい条例に基づく行政処分や行政指導の検討に役立つ。
参加者	弁護士、消費生活相談員、相談者

⑤消費者庁関連予算

項目	内容
事業名	消費者行政推進事業費
予算項目	地域に法律を届ける仕組みづくり事業派遣委託料（委託料）
開催回数	弁護士相談／年間13回、司法書士相談／年間13回
概要	市民が身近な地域で専門的な法律相談を受けることができるよう、市内7箇所のコミセン（各コミセン年間1回／年間7回）及び市民協働室（野洲図書館内／年間6回）に弁護士及び司法書士を派遣し、法律相談会を実施 ※1回あたり3枠の相談枠で構成/1人1枠で時間は45分（予約制）
対象者	市民

⑥消費者庁関連予算

項目	内容
事業名	消費者行政推進事業費
予算項目	地域に法律を届ける仕組みづくり事業派遣委託料（オンライン実施分）（委託料）
相談回数	弁護士相談／年間10回、司法書士相談／年間10回
概要	地域における法律等の専門相談を、より身近に、より柔軟にするため、オンラインによる法律相談会を実施 ※1回あたり1枠/1人1枠で時間は60分
対象者	市民